やすらぎケアステーション 居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社グッド・チャームが開設する、やすらぎケアステーション (以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下 「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運 営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が介護保険利用等 についての相談、居宅サービス計画の作成及び給付管理等、要介護 状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供すること を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏ま えて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが 出来るように配慮して行う。
 - 2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その環境 に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス 及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的 に提供されるよう配慮して行う。
 - 3. 事業の実施に当たっては、関係各市町村、医療機関、地域包括支援センター、各介護サービス事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 4. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、 利用者及びその家族等の希望を踏まえ、利用者によるサービ スの選択及び複数のサービス事業者から選択できるよう説 明・同意を得て行うと共に介護支援専門員は公正中立な立場 で提供に当たる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1. やすらぎケアステーション 居宅介護支援事業所
- 2. 神奈川県座間市広野台1丁目28番1号

(職員の職種、員数及び職種の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務の内容は次の通りとする。
 - 1. 管理者 1人 管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行 うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものと する。
 - 2. 介護支援専門員 1人以上 介護支援専門員は、事業所に対する指定居宅介護支援の相談、 利用申込みに対して調整、居宅サービス計画作成等を行ない 指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - 1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。(休日:土・日・祝日) 但し12月30日~1月3日を除く。
 - 2. 営業時間 午前9時より午後5時30分迄とする。
 - 3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

- 第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
 - (1) 居宅サービス計画作成
 - (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
 - (3) 介護保険施設への紹介
 - (4) 要介護認定申請代行
 - (5) 利用者に対する相談援助業務
 - (6) その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条

- 1 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。
- 2 使用する課題分析票の種類は、全社協方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅若しくは利用者 の指定する場所又は事業所内の 相談室とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、月1回以上、利用者の居宅を訪問し、 利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとと もに、利用者の相談にのるものとする。

(居宅介護支援の利用料)

- 第8条 居宅介護支援の方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援 を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬 告示上の額(別紙)とする。
 - 1. 居宅サービス計画の作成に関わる業務
 - 2. 給付管理業務
 - 3. 居宅介護支援については、当該指定居宅介護支援が法定代理 受領サービスである場合は、利用者から利用料を徴収しない ものとする。
 - 4. 通常の事業実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した 公共交通機関の交通費は、その実費をいただきます。但し、 自動車等 (バイクを含む) を使用した際は、サービス提供地 域を超えてから 1 km毎に 100 円の交通費をいただきます。
 - 5. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族 に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨 の文書に署名押印を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、座間市全域・相模原市(相武台・新磯野) とする。

(緊急時における対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。事業所は、サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。事業所は、損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(苦情処理)

第12条 苦情があった場合は、管理者または苦情相談窓口担当者が、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者又は家族に説明するものとする。また、記録を台帳に保管し再発を防ぐ体制を整える。

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画(ケアプラン)に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当の介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

相談窓口

やすらぎケアステーション 管理者 菅原 利昭

住 所:座間市広野台1-28-1

電 話:046-256-5656

対応時間:月曜日~金曜日(9時00分~17時30分)

- (1) その他の窓口
 - ① 座間市役所介護保険課 事業者支援係

住 所:座間市緑ケ丘一丁目1番1号

電 話:046-252-8077

F A X: 046-252-8238

対応時間:月曜日~金曜日(8時30分~17時15分)

- ② 相模原市福祉基盤課 電 話:042-769-9226
- ③ 神奈川県国民健康保険団体連合会

住 所:横浜市西区楠町27番地1号

介護保険課介護苦情相談窓口 電話:045-329-3447

対応時間:月曜日~金曜日(8時30分~17時15分)

(虐待の防止及び身体拘束の適正化について)

第13条 事業所は高齢者虐待の発生またはその再発を防止するため、次に定める措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止および身体拘束適正化等を目的とした委員会を定期的に開催し、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止および身体拘束適正化等のための指針を整備します。

- (3) 事業所において、虐待防止および身体拘束適正化等のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおきます。
- (5) 事業所は、サービス提供中に該当事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通知します。

(身体拘束に関して)

第14条

- (1)利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに、緊急かつやむを得ない理由を記録するものとする。

(サービスの利用にあたっての禁止事項について)

第15条 利用者、家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合にはやむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などの行為および無断で SNS などに投稿すること。

(業務継続計画の策定について)

第16条 当事業所は、感染症や災害が発生した場合には、事業継続ができるよう対策を講じています。

- (1) 感染症予防及び感染発生時の対応
 - ・当事業所は、感染症対策指針を整備します。
 - ・当事業所は、感染症発生の防止のための従業者に対する研修を 定期的に行います。
 - ・感染が蔓延している場合、サービス担当者会議は利用者・家族の同意を得てテレビ電話装置などを活用し実施します。その際は、厚労省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守します。

(2) 非常災害対策

- ・当事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ・当事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆ

る不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を 策定し研修の実施、訓練を定期的に行います。

(その他運営についての留意事項)

第17条

1. 居宅介護支援事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、研修参加が出来るよう体制を整備する。

採用時研修 採用後概ね1ヶ月以内 継続研修 年2回

- 2. 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
- 3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者、又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社グッド・チャームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から改正する。

この規程は、平成21年4月1日から改正する。

この規程は、平成25年2月1日から改正する。

この規程は、平成26年5月1日から改正する。

この規程は、平成27年4月1日から改正する。

この規程は、平成27年10月1日より改正する。

この規程は、平成28年9月1日より改正する。

この規程は、平成30年4月1日より改正する。 この規程は、平成30年7月1日より改正する。

この規程は、平成31年2月6日より改正する。

この規程は、平成31年4月1日より改正する。

この規程は、令和3年3月31日より改正する。

この規程は、令和3年6月1日より改正する。

この規程は、令和6年4月1日から改定する。

この規程は、令和6年6月1日から改定する

この規程は、令和7年1月1日から改定する

この規程は、令和7年4月1日から改定する

この規程は、令和7年10月1日から改定する

居宅サービス計画作成の費用

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。 ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合には、1ヶ月につき 下記の金額をいただき、本事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口に提出しますと差額の払戻しを受けられます。

1 単位=10.70円

1 介護度 1・2

2 介護度 3・4・5

※1 居宅介護支援費は、介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45件以上60件未満の部分については(Ⅱ)、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定します。契約日が古いものから順に割り当てます。

※2 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、所定単位数の50/100を減算します。また、2ヶ月以上継続して該当する場合には、居宅介護支援費を算定しません。

※3 当事業所が高齢者虐待防止措置未実施減算(虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合の減算)に該当する場合は、所定単位数の1/100に相当する 単位数を所定単位数から減算します。

※4 当事業所が業務継続計画未策定減算(業務継続計画が未策定の場合の減算)に該当する場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算します。(令和7年4月1日施行)

※5 特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、1ヶ月につき200単位を所定単位数から減算します。

3 初回加算(初回時)

3,210円(300単位)

4 入院時情報連携加算

ア 入院時情報連携加算 I 〈入院した日〉

2.675円(250単位)

イ 入院時情報連携加算Ⅱ〈入院した日の翌日又は翌々日〉 2,140円(200単位)

5 退院・退所加算

 ア カンファレンス参加 無〈連携1回〉
 (連携2回〉

 イ カンファレンス参加 有〈連携1回〉
 (連携2回〉

 〈連携3回〉
 (

4,815円(450単位)

6,420円(600単位)

6,420円(600単位)

8,025円(750単位)

9,630円(900単位)

535円 (50単位)

2,140円(200単位)

5,553円(519単位)

4,504円(421単位)

3,456円(323単位)

1,219円(114単位)

6 通院時情報連携加算

7 緊急時等居宅カンファレンス加算

8 特定事業所加算(I) 特定事業所加算(Ⅲ) 特定事業所加算(Ⅲ)

特定事業所加算(A)